

日ごろの備えでみずから守れ

～もしもの時に慌てないために～

自然の猛威は、時として私たちの想像を遥かに超えた形で襲ってきます。過去をたどってみると、ここ幸田町でも今までに多くの災害が発生しました。その中でも、特に風水害の被害は大きく、私たちの生活に多大な影響を与えました。

自然災害を防ぐことはできません。では、私たちにできることは何もないのでしょうか。

もちろん、あります。大切なことは、日ごろから災害に備えた準備をすること。災害に対する正しい知識を得ること。これらのことが、自らの生命や財産を守ることにつながり、被害を最小限に食い止める第一歩となります。

今月号では、災害が起きた時にどうすればいいの？日ごろの準備とは？などのさまざまな疑問にお答えします。「水から自らを守る」ための対策として役立ててください。

また、損害保険などに加入している場合は、加入の保険会社にお問い合わせください。

A

危険を感じた場合は、その状況に応じた方法で安全を確保し、避難所などの安全な場所へ避難してください。

Q

暴風雨により、建物が破損した場合はどうしたらいいの？

なお、側溝から水があふれ、道路などが冠水している場合は、足元の確認ができないので、絶対に歩かないでください。そのような場合は、外部施設への避難も見合わせてください。土のう、ブルーシート、ベニヤ板などを使用してすき間を埋め、家屋への流入を防ぐ方法もあります。

A

今後も強く雨が降ることが予想され、床下浸水、床上浸水となる可能性がある場合は、2階建ての建物であれば、貴重品などを持って2階へ避難してください。平屋建てにお住まいの人は、特に情報に注意し、避難所や近くの高い建物への早めの避難を心掛けてください。

Q

暴風雨により、側溝から雨水があふれ、自宅が浸水する恐れがある場合はどうしたらいいの？

近年起きた大災害の被害状況

平成12年9月11日【東海豪雨（台風14号）】

東海地方全域を襲った豪雨。幸田町の被害は全町におよび、総雨量282㎜、河川決壊、道路や農地が冠水するなどの被害が発生。避難勧告も発令され、59世帯、194人が岩堀公民館に避難しました。

平成20年8月29日、30日【平成20年8月末豪雨】

幸田町観測史上最高の総雨量404㎜を記録した大豪雨。特に29日午前1時から2時までの1時間の降雨量が116㎜と通常では考えられない雨量となり、赤川・広田川の合流地点の堤防が40mにわたり決壊。約145㌦の農地が冠水し、町内各でも床上・床下浸水の被害が120件、菱池内池地区など4地区・605人を対象に避難勧告が発令されました。

平成21年10月8日（台風18号）

昭和34年の伊勢湾台風に匹敵する台風と報道され、前日の7日に幸田町災害本部を設置し、消防団の招集要請や各地区に自主避難と注意を呼び掛け、台風襲来に備えました。電柱をもなぎ倒したこの暴風は、幸田町観測史上最大の瞬間風速53.4m/秒を観測し、町内の至るところで倒木や瓦が飛ばされる被害が発生しました。また、倒木によって道路の寸断や停電が引き起こされ、町内の約3100世帯が停電しました。



昭和46年8月29日に発生した台風23号を取り上げた当時の広報こうた。腰まで水に浸かった女性の写真の横には被害総額11億900万円と記載されている。

上記の豪雨の被害を伝える当時の広報こうた



土のうは半分ずつ重なるように積みと効果的

Q 暴風雨により、川が氾濫しそうです。どこに連絡したらいいのですか？どう行動すればいいの？

A 災害対策本部（☎63・5148）または消防署（☎63・0119）へご連絡ください。なお、河川などが氾濫しそうな際に外に出るのは大変危険ですので、2階建ての建物であれば、2階に避難してください。また、絶対に川には近付かないでください。

Q 暴風雨により、倒木や崖崩れなどが生じ、道路が遮断され通行不能となっているのですが、どうしたらいいのでしょうか。

A 遮断されている場所を、災害対策本部までご連絡ください。なお、復旧までには一定の時間がかかりますのでご了承ください。

Q 土のうはどこに行けばもらえますか？お金がかかりますか？行政が設置してくれるのですか？災害後は土のうを返さないといけませんか？

A 土のうは、役場・消防署・消防団・地元防災会などが所有しています。お金の支払いは生じません。本来、ご自身の財産（家屋、家財など）はご自身でお守りいただくのが原則です。浸水などが心配で土のうが必要な場合は、ご自身で土のうのある場所へ取りに行くか、地元の防災会への協力を依頼することもできます。

なお、設置した土のうについては、ご返却していただかなくても結構です。

Q 暴風雨により、看板が破損していたり、信号機が傾いたりしていたらどうしたらいいのですか？

A 破損などをしてしている場所をまずは災害対策本部までご連絡ください。信号機については、岡崎警察署（☎58・0110）でも結構です。



家庭用防災無線（貸与は消防署まで）

Q 避難勧告などの指示はどのように伝達されるの？ テレビから情報を得るの？（停電になった場合は？） 防災無線が無い場合は？

A 避難情報（避難準備情報、避難勧告、避難指示）は、防災行政無線、幸田町緊急メール、携帯各社の緊急速報メールおよび広報車などでお知らせします。なお、テレビのテロップにも表示されます。心配な場合は、防災行政無線の戸別受信機の貸与を受けてください（消防署で借りることができます）。

Q 避難場所や避難所はどこにあるの？ どうやって行けばいいの？

A 避難場所は、広域災害や東海地震の発生が予測される際に避難する屋外スペースです。町内65カ所を指定しています。防災マップ（ホームページ掲載）でご確認ください。

避難所は、主に家屋被害に遭われた人たちが避難する屋内施設になります。こちらも町内65の施設を指定しています。町内の小中学校や集会施設などです。防災マップでご確認ください。

なお、避難する際は、その時に応じた安全な方法（風水害なら車も可。地震被害なら徒歩など）で避難してください。



広報車両（消防署の車両全車、消防団の車両なども）

Q 被災証明書はどこが発行されるのですか？

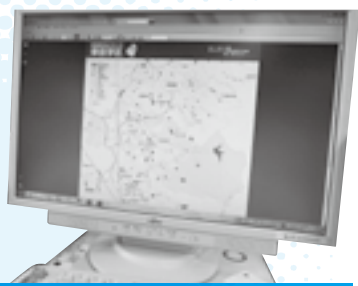
A 被災証明書は、役場企画政策課で発行します。災害により被害があった場合は、役場または地元区長へご連絡ください。役場職員がお宅へ訪問し、被災状況を確認の上、被災証明書を発行します。被災証明書が必要な場合は、申請書の提出をお願いします。

Q 被災したこと（豪雨などで濡れてしまった家財など）により発生した大量のごみの処分は？ 自分で処分をするの？ それとも行政が処分してくれるの？

A 被災状況に応じて、分別・出し方・収集方法をお知らせします。防災行政無線などで広報しますのでルールに従って対応していただきますようお願いいたします。

Q 災害に伴う税金などの減免については、どこに申請したらいいのでしょうか？

A 役場職員の事前調査に基づき、後日、税務課職員などが訪問し、被害状況を確認します。減免適用される場合は、申請書などの提出をお願いします。なお、町税以外の減免については、国や県などそれぞれの管轄する部署へお問い合わせください。



ホームページ掲載の防災マップ（例）
（防災安全課で配布もしています）



幸田町緊急メール（例）
kota-king@mamail.jpへ空メールを送り、返信メールから登録できます。

Q 暴風雨に伴う警報時における小学校・保育園の臨時休校や休園の措置については？

A 警報発表時における学校などの対応は次のとおりです。西三河南部地域に警報が発表されていても幸田町に発表されていない場合は臨時休校などの措置に該当しません。ただし、気象状況により対応が異なることがありますので、学校や保育園からの情報（学校からのメール情報など）にご注意ください。

台風等暴風警報発令時の登下校

- ア 児童、生徒の登校前に発令された場合**
 - (ア) 始業時刻2時間前（概ね午前6時30分）までに警報が解除された場合
 - …平常通りの授業実施
 - (イ) 始業時刻2時間前より午前11時までに警報が解除された場合
 - …解除後2時間を経てから当日授業開始
 - (ウ) 午前11時を過ぎて後警報が解除されるか、または引き続き解除されない場合
 - …当日の授業中止
 - (エ) 上記(ア)及び(イ)のうち、交通機関の故障、道路及び橋の破損、道路の冠水で登校が危険な場合
 - …登校に及ばない。
 - イ 児童、生徒の登校後に発令された場合**
 - (ア) 台風の中心位置、進行速度及び方向等、発令時の気象状況から判断して、全児童、生徒を安全に帰宅させ得ると認められた場合は、当日の授業を中止して速やかに下校させる。
 - (イ) 学校より遠隔の地に居住する児童、生徒の帰宅は困難と認められるか、あるいは戸外の通行は危険と認められる場合は、当該児童、生徒を戸外の通行に危険がなくなくなるまで残す。学校に残した児童、生徒は、校内の最も安全な場所に集め、被災のない措置を講ずる。
- (一)幸田町地域防災計画「抜粋」
*保育園も同様

減災・防災懇談会を

開催しました！

5月13日(日)から7月1日(日)にかけて、主に自主防災組織を対象として、各区(23区)で減災・防災対策に関する懇談会を開催し、約600人が参加しました。
懇談会で各区より出された質問の一部を紹介します。

Q 防災行政無線の間こえが悪い区域があるが、町としての対応は？

A 現在55カ所の屋外拡声子局を平成24年度中に14カ所増やし69カ所に増設します。また、アナログ化からデジタル化へ移行することにより、音声も鮮明になります。なお、現行の戸別受信機は、そのまま利用できます。

Q 災害時、井戸水は有効利用できると思うが、水質検査などを行っているのか。

A 平成19年度に個人所有の井戸調査を行い、町内に1,200カ所あることを把握しています。井戸水は、飲料水としての利用ではなく、生活用水として利用してください。飲料水は、備蓄品で対応してください。

Q 幸田町の津波被害について？

A 幸田町まで津波が到達することは考えにくいですが、到達する可能性はあります。大津波警報が発令された場合は、高台へ避難してください。



災害時相互応援協定締結記念「幸田町防災シンポジウム」を開催します！

と き 11月23日(金)
と ころ 町民会館 さくらホール
*詳細については広報こうた 10月号でお知らせします。
問合せ 防災安全課安全対策G (内線 371)

風水害から自らを守る 事前チェック

外壁・ベランダ・窓など

- ・壁に亀裂や腐りなどがないか
- ・雨戸にがたつきはないか
- ・プロパンガスのボンベはしっかりと固定されているか
- ・雨どいを掃除し、排水をスムーズにしておく
- ・ベランダの鉢植えなど、風で飛ばされそうなものは室内へ
- ・窓が割れた時のガラスの飛散を防ぐため、テープを貼ったり、万一の飛来物の飛び込みに備え、カーテンやブラインドを下ろしておく

屋根

- ・瓦のひび、割れ、ずれ、はがれはないか
- ・テレビアンテナに緩みやぐらつきはないか
- ・車庫や物置などのトタン板が劣化していないか

塀や庭

- ・ブロック塀にひび割れや破損がないか
- ・側溝や排水溝の落ち葉やごみを取り除く
- ・庭木に支柱を立てて補強をする
- ・物干し竿や自転車など、風で飛ばされそうなものは室内に入れる
- ・住んでいる土地の形状を把握しておく(くぼ地や、近くに危険な崖などはないか)
- ・崩れそうな崖があれば、ビニールシートなどで覆い、雨の浸透を防止しておく

屋内でも

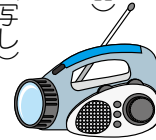
- ・断水に備えて飲料水の確保をする
- ・浴槽に水を張るなどして、生活用水を確保する
- ・停電に備え、懐中電灯やラジオなどを準備する
- ・浸水などのおそれのある場所では、食料品・衣類、寝具などを高い場所へ移動しておく

非常持ち出し品
リスト

必要なものって何なんだろう...そんなあなたに

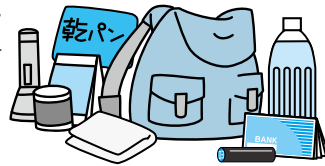
身近なところ

- 懐中電灯
- 携帯電話(充電器)
- 現金(小銭も)
- 預金通帳 印鑑
- 免許証・保険証(写し)



非常用持ち出し袋

- 衣類
- タオル
- ハンカチ
- ラジオ
- 乾電池
- ライター
- 持病の薬
- 生理用品
- ビニール袋
- 食品用ラップ
- ウエットティッシュ
- ティッシュ
- ヘルメット
- 非常食(家族1〜2日分、そのまま食べられるもの)
- 飲料水(1人1日3リットルを目安に2日分)



100円ショップなどで
買えるものがほとんどなので
今すぐ
準備を!

災害に関する主な相談窓口

相談内容に応じて下記担当課までご相談ください。なお、総合的な窓口は災害対策本部となります。場所・内容により、担当が異なったり、相談先が役場以外の場合もありますので、ご了承ください。

内容・相談	担当課	電話番号
総合窓口、相談先が分からない場合、避難所の相談	災害対策本部	63-5148
信号・道路標識などの被害	防災安全課	〃
道路・橋・倒木・崖崩れの被害、河川の増水・氾濫など	土木課	63-5126
公園の被害・建物や看板などの被害	都市計画課	63-5124
農地(農業施設を含む)、農道・林道の被害	産業振興課	63-5121
水道の断水・水のごり	水道課	63-5127
下水道・農業集落排水の被害・浄化槽に関する相談	下水道課	63-5128
学校閉鎖に関する事、学校施設・通学路に関する被害	学校教育課	63-5142
スポーツ施設に関する被害	生涯学習課	63-5192
ごみ全般のこと、し尿収集	環境課	63-5146
災害調査、リ災証明書の発行	企画政策課	63-5132
毛布・生活用品(せっけん・ブラシなど)の支給や貸与	福祉課	63-5112
災害見舞金の支給	福祉課	〃



幸田町総合防災訓練に参加しましょう!

今年度の総合防災訓練は、町民の皆さまが地区会場(各小学校体育館)での避難訓練に参加することができます。ご家族での避難所・避難経路を確認する機会としてください。

また、会場では地元防災会役員などによる避難所開設訓練が実施され、避難してきた人の受け付け、非常用トイレの設置などを行います。町全域を対象とした訓練にぜひご参加ください。

とき 9月1日(土) 午前8時30分~10時
*午前8時30分に防災行政無線で訓練開始のサイレンを放送します。

ところ 各小学校体育館

内容 ①避難訓練、②避難者受付訓練、③防災備蓄倉庫の資材紹介
注意点 ・原則として、徒歩または自転車でお越しください。
・実災害想定のため非常持ち出し袋などを持って参加してください。
・避難の際は、交通事故に遭わないように気を付けましょう。

そのほか 携帯電話会社のサービスを利用して、訓練メールを配信します。受信できるのは、以下の条件を満たす人です。
① docomo, au, SoftBank の携帯電話またはスマートフォン利用者
② 緊急速報メール(エリアメールなど)を受信できる機種
③ 午前8時30分ごろに幸田町内にいる人
*②の機種については、ご使用の携帯電話会社へご確認ください。
*受信された人は災害と間違えないようにご注意ください。

問合せ 防災安全課安全対策G(内線371)

